

おおぐち男女共同参画推進会議設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大口町における男女共同参画社会を推進するために設置する会議に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 大口町における男女共同参画に関する施策を、関係機関と調整を図りながら総合的かつ効果的に推進するため、おおぐち男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 推進会議は、次の事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画に関する施策の総合的かつ効果的な企画及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する施策に係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画社会の推進に関すること。

(組織)

第4条 推進会議は、10人の委員で組織する。

2 委員は次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 男女共同参画に関心のある者
- (2) 識見を有する者
- (3) 行政関係者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長1名と副委員長1名を置く。

2 委員長は、委員の互選により、副委員長は委員長の指名によって定める。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開催することができない。

3 推進会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(書面審議)

第8条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長は会議を招集する時間的余裕がないと認める場合その他やむを得ない理由のある場合は、書面を委員に回付し審議をすることをもって会議に代えることができる。

2 前条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、地域協働部地域協働課において処理する。

(その他必要事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則（平成15年9月9日告示第94号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成21年3月27日 大口町告示第48号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日 大口町告示第35号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月25日 大口町告示第135号）

この要綱は、告示の日から施行する。